



[全4日間] 全日10:30～17:00(受付10:00～)

貸付金債権について『回収が不可能又は著しく困難』であるか否かの判断基準を確認

同族会社経営のオーナーの相続事例でしばしば問題となるのが同族会社に対する貸付金(しかも、貸借対照表をみると、容易には回収できないと考えられる状況にあるもの)の処理問題です。

今回の講座では貸付金債権について財産評価基本通達に定める評価方法を確認した上で、その具体的な運用基準(特に、『回収が不可能又は著しく困難』という用語の理解)及び貸付金債権評価に係る重要な裁判例(判例)・裁決事例の検討を行います。

第1日目 東京 浜 10月9日(日) 大阪 10月29日(土)

第2日目 東京 浜 10月10日(月祝) 大阪 10月30日(日)

第3日目 東京 八 11月13日(日) 大阪 11月19日(土)

第4日目 東京 八 11月14日(月) 大阪 11月20日(日)

1. 貸付金債権の評価方法

- ①原則的な取扱い
- ②特例的な取扱い

2. 『回収が不可能又は著しく困難』という用語理解

3. 裁判例(判例)・裁決事例の確認